

グローバルニュース

中小企業の経営の安定と繁栄に貢献する



第一会計 松原 ネモフィラ 花博記念公園

今月のひとこと

「青切符制度」

青切符制度とは「交通反則通告制度」のことであり、比較的軽微な交通違反に対して効率的に処理するために設けられた制度です。特徴としては交通違反後、定められた期限内に反則金を支払うことで刑事手続きが免除されます。それに対して、飲酒運転や妨害運転などの悪質・危険な違反である「赤切符」は刑事罰の対象となります。これまでは主に自動車やバイクが対象でしたが、近年の自転車利用者による危険運転の増加を受け、4月1日より自転車の運転に対しても、青切符制度が導入され、一か月が経過しました。「青切符制度」はメディアなどでも大きく取り上げられているため、ご存じの方も多いのではないのでしょうか。

自転車の青切符制度は16歳以上の自転車運転者が対象となり、主な違反行為は「信号無視」「一時不停止」「スマートフォンを使用しながらの運転（ながら運転）」「傘差し運転」などがあります。合計では、113種類にも及びます。その一方で今回の道路交通法の改正により、自動車も自転車を追い抜く際の新ルールも設けられました。

今回の改正により、さらにルールが厳格化・複雑化することとなりますが、これを良い機会と捉えルールを見つめ直すきっかけになればと思います。またそれが安心安全な社会への一助になることを切に願います。（大塚）

第一会計グループ

税理士法人 第一会計

代表社員・税理士 菊水 浩
社員税理士 藤浪 貴則
社員税理士 大島 裕

社員税理士 田淵 陽平
社員税理士 三枝 寛和
税理士 森田 陽大
相談役・税理士 国岡 清

株式会社ファーストアシスト
中小企業診断士 松本 忠雄
ファースト・アシスト行政書士事務所
行政書士 菊水 浩
第一オフィスサポート
社会保険労務士 菊水 浩

深刻化する「人手不足」～最新データと中小企業が取るべき対策～



税理士 田淵 陽平

◆人手不足の深刻化（2026年最新データ）◆

帝国データバンクの2026年1月発表によりますと、2025年の人手不足倒産は427件と3年連続で過去最多を更新しました。

特に建設・物流・介護の3業界は、「正社員不足率が高い」、「価格転嫁が難しい」という二重苦に直面しています。

- 建設業：正社員不足率60%超、倒産113件（全業種最多）
- 運輸・倉庫業：正社員不足率67.1%（全業種最高）
- 介護業：正社員不足率50%超、賃上げ原資が確保できず流出が加速

これらの業界では、「人がいない」→「受注できない」→「売上が減る」→「さらに採用できない」という悪循環が加速しています。さらに、2024年の建設・物流の働き方改革（時間外労働規制）が追い打ちとなり、同じ仕事量をこなすために必要な人員が増えたことも構造的な要因です。

人手不足はもはや一時的な問題ではなく、構造的な経営リスクとして顕在化しています。

業界別・人手不足ランキング（正社員不足率）

帝国データバンクの最新調査（2025-2026年）をもとに、特に不足が深刻な業界を整理します。

順位	業界	正社員不足率	人手不足倒産件数	特徴
1位	建設業	60%超	113件	2024年問題で工期長期化、技術者の高齢化
2位	運輸・倉庫業	67.1%	52件	ドライバー不足、賃上げ格差で中小が苦境
3位	情報サービス(IT)	60%超	—	DX需要増、スキルミスマッチ
4位	医療・福祉(介護)	50%超	21件	公定価格で賃上げ困難、需要増
5位	宿泊・飲食	40%超	—	インバウンド回復で需要急増

◆中小企業に特に影響するポイント◆

中小企業は大企業と比べて採用競争力が弱く、以下の影響が顕著です。
人手不足倒産427件のうち77%が従業員10名未満の中小企業です。

① 受注機会の損失（売上の機会損失）

建設・物流では特に顕著で、「仕事はあるが人がいないため受注できない」という状況が常態化しています。

- 技術者不足で入札に参加できない（建設）
- ドライバー不足で荷物を断らざるを得ない（物流）

結果として、売上が伸びない → 固定費が重くなる → 資金繰り悪化という流れが起きやすくなります。

② 既存社員の負担増 → 離職リスクの急上昇

従業員数が少ない企業ほど、1人の離職が致命傷になります。

- 1人抜けると戦力の20～50%を失う
- ベテランに負荷が集中し、疲弊による連鎖離職
- 新人育成の余裕がなく、定着しない

結果として、**人手不足 → 離職 → さらに人手不足**という負のスパイラルに陥ります。

③ 人件費の上昇（賃上げ圧力）

2025年の春闘では全産業平均で**5.52%の賃上げ**が行われました。

しかし、中小企業は価格転嫁が難しく、**賃上げ原資を確保できないまま採用競争に巻き込まれる**という構造的な問題を抱えています。

特に物流では、**大手だけが賃上げ → 中小のドライバーが流出 → 倒産増加**という現象が実際に起きています。

④ 採用コストの増大（応募ゼロ問題）

「**求人を出しても応募がない**」という相談が急増しています。

- 求人広告費が毎年100万円以上
- 応募ゼロ、または採用してもすぐ辞める
- 採用活動が“固定費化”している企業も多い

採用に頼る経営は、すでに限界に近づいています。

⑤ サービス品質の低下 → 顧客離れ

飲食・小売・介護など、**人手不足がそのままサービス品質に直結する業種**では特に深刻です。

- 待ち時間の増加
- ミスの増加
- 顧客満足度の低下
- クレーム対応にさらに人手が割かれる

結果として、**売上減少 → さらに採用が難しくなる**という悪循環が発生します。

「採用すれば解決する」という時代は終わりました。

中小企業が生き残るためには、“人を増やす”ではなく“**人に依存しない仕組みを作る**”という発想への転換が必要です。

◆ 人手不足の背景（構造的要因） ◆

厚生労働省「労働経済の分析」でも、以下の要因が指摘されています。

① 少子高齢化による労働人口の減少

1995年をピークに生産年齢人口は減少し続け、供給そのものが縮小しています。
供給（働き手）が減少しているため、採用競争が激化するのは必然です。

② 働き方の価値観の多様化

給与だけでなく、柔軟性・働きやすさを重視する傾向が強まり、ミスマッチが拡大しています。働き方の魅力が低い業界、会社ほど若者は集まりません。

③ 2024年問題の影響

建設・物流では時間外労働規制により、同じ業務量でもより多くの人員が必要になるという構造的ギャップが生じています。

④ 賃上げ格差

前述の「◆ 中小企業に特に影響するポイント ◆」の通り、価格転嫁が難しい中小企業ほど賃上げが困難で、人材流出が加速しています。

◆企業が取るべき対策（実務的ポイント）◆

① 業務の標準化・属人化の解消（最優先）

■なぜ最優先なのか

- 中小企業の倒産の77%が従業員10名未満
- キーマン1人が抜けると戦力の20～50%を失う
- 属人化が多いほど「辞められたら終わり」になる

■具体策

- 作業手順書の作成
- ベテランのノウハウを見える化
- 業務の棚卸しと分解
- 誰でもできる仕組みづくり

採用よりも効果が早く、費用対効果が高い対策です。

② IT・デジタル化による省人化（採用より安く確実）

■建設

- 現場管理アプリ
- 写真・報告書の自動整理
- 工程管理のデジタル化

■物流

- 配車システム
- ルート最適化
- 運行管理の自動化

採用に100万円かけるより、IT導入の方が効果が持続します。



③ 定着率の向上（採用より“辞めさせない”方が効果が大い）

人手不足倒産の多くは、「採用できない」より「辞められた」ことが引き金になっています。

■具体策

- 定期面談で早期離職を防ぐ
- 評価制度の透明化
- 柔軟な働き方（時短・週休2日・シフト調整）
- メンタルケア・コミュニケーション改善

1人辞めるコストは、採用コストの数倍です。

④ 価格転嫁・取引条件の見直し（特に建設・物流）

「価格転嫁できない業界、会社ほど倒産が増えている」傾向にあります。

■具体策

- 取引先との単価交渉
- 契約条件の見直し

◆まとめ◆

人手不足は今後さらに深刻化する方向がほぼ確実です。理由は人口構造の変化が主因で、景気や一時的な政策では解消できない“構造問題”だからです。

採用活動では大企業に勝てない中小企業は淘汰され廃業、事業縮小が進みます。今からでも遅くないです。出来ることを考えてみませんか？

心に刻むべき先達の言葉

第五十回は「^{いたがき たいすけ}板垣退助」の言葉を紹介させていただきます。

「世襲を止むるを、 難ずるの色あるを見て怪訝に堪えず」



税理士 三枝 寛和

板垣退助は土佐出身で明治維新下において、西郷隆盛とともに天才的な戦術・戦略指揮で旧態依然とした旧幕府軍を蹴散らし、新政府を立ち上げました。その後、自由民権運動を始め「国会を創った男」として議会政治の確立に命をかけました。

後に板垣は、日露戦争後の日本の政治が一等国になったと有頂天になり、論功行賞と称して政府の人間を100人以上貴族にして喜んでいるのを見て、変だと感じました。

板垣がかつて西郷隆盛らと維新を始めたときの政府はそうではありませんでした。当時「人間は階級によらない。知識や技能を努力して備えた人間そのものが尊い」と説いていました。

ところが前述した通り維新政府は変質していきました。身分制度を否定したはずの人々が自ら進んで貴族議員になり、子孫に特権を享受させる制度を作りました。更に世襲貴族になると子孫が永久に貴族院の議席を世襲できるという恐るべき制度を作ります。

板垣は、こんなことでは日本がダメになると感じました。国家に功績があつた者だけならまだしも子孫まで永久にその恩恵を受けるのはおかしい。板垣の信条は、「政治は国民のもの」でした。その信条のもとに議会へ質問状を送り、世襲議員制度廃止を議会で議論し賛否を問うように迫ります。しかしその意見は無視されてしまいます。

板垣は、子孫に貴族を引き継がせず一人で世襲制度廃止を実行します。当時は板垣の意見は理想主義的と批判的になりましたが、後の歴史がそうではなかったことを証明しました。世襲議員の政治力では、昭和の戦争を抑止できず敗戦。そして40年も経たずに世襲議員制度は廃止、貴族は敗戦で財産は没収されてしまいます。なんとなく今の日本の政治も似たような感じになってきているような気がします。

第243回

税務一口メモ



税理士 森田 陽大

生前贈与をした場合の相続税の計算

「相続開始前7年以内の贈与は相続財産となる」という話を耳にされた方は多いと思います。今回はそのポイントを解説します。

①「相続財産となる」とは？

贈与税は1年間に贈与を受けた金額を基礎として課税されるのに対し、相続税は被相続人の遺産総額を基礎として課税されます。「相続財産となる」とは、生前に贈与を受けた財産を相続財産に加えて相続税の課税価格を計算することをいいます。これを生前贈与加算といいます。

②既に支払った贈与税の取り扱い

贈与時に贈与税を納めている場合、その財産に相続税も課税されると二重課税となります。このため、既に支払った贈与税額は相続税額から控除されます。

③生前贈与加算の対象者

対象となる人は、「相続又は遺贈により財産を取得した者」です。相続又は遺贈で財産を取得していない人が、生前に贈与で財産を受け取っていても、その贈与財産は生前贈与加算の対象なりません。

④令和6年の改正

従来は相続開始前3年以内の贈与が対象でしたが、令和6年の改正により、対象期間が次のように改正されました。

相続開始日	生前贈与加算される贈与
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間の贈与
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1/1以降の贈与
令和13年1月1日以降	相続開始前7年間の贈与

※相続開始日が令和9年1/2以後の場合、相続開始前3年を超える期間の贈与について100万円までは相続財産に加算されない特例が設けられています。

今月の出来事

グローバルニュース
編集部

社員向け食事提供の非課税枠の拡大

従業員等への食事の提供には、所得税の非課税限度額が設けられています。令和8年度税制改正により、この限度額が大幅に引き上げられる改正がありました。福利厚生制度の見直しや税務処理に直接影響しますので解説いたします。

【改正点1】食事の現物支給に係る非課税枠の拡大

事業者が役員や従業員に食事を現物で提供する場合、その提供に係る経済的利益は原則として、給与として課税の対象となります。

この給与として課税される価額は、以下の2点が目安とされています。

- ①事業者が自ら調理した場合：材料費などにかかった費用相当額
- ②飲食店等で購入した場合：購入価額相当額

ただし、次の2つの要件を満たす場合は、給与課税されません。

- ①従業員等が、食事の価額の50%以上を負担している
- ②事業者の負担額が、非課税限度額以内である

●非課税限度額について

今回の改正により、これまで月額3,500円だった非課税限度額が月額7,500円に引き上げられました。

なお、この金額は消費税抜きで判定します。

【改正点2】夜食手当の非課税枠の拡大

深夜勤務に伴って、夜食を金銭で支給する場合の非課税枠も1回300円から1回650円に拡大されました。

深夜業務がある事業者は、現物支給に係る非課税枠と併せて確認しておきましょう。

対応のポイントについて

今回の改正を踏まえ、次の内容を確認しておくとう安心です。

- ①現物支給されている場合は、月額いくら支給されているか
- ②①に加えて従業員の自己負担は半額以上になっているか
- ③深夜勤務時に夜食手当を支給している場合は1回650円以内であるか
- ④就業規則など各種規定の確認や見直し

改正の適用開始は、令和8年4月1日以後に支給する食事等からです。令和8年3月分までは改正前の基準で判定することになりますので注意しましょう。



第114回

社会保険講座



松原 由梨

「こども誰でも通園制度」

2024年から試験的に実施されてきた「こども誰でも通園制度」をご存じでしょうか。2026年4月から全自治体で実施が始まり、4月から導入されている「子ども・子育て支援金」を使う事業のひとつとなっております。

今回はこちらの制度をご紹介します。給与から徴収されている保険料がどのように使われているのか、しっかり理解しておく必要があると思います。

目 的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化していくこと

ポイント

1. 保育所等に通っていない6ヶ月～満3歳未満の子どもが対象
2. 月10時間の範囲内で時間単位で利用が可能
3. 親子で利用することも可能(就労要件なし)
4. スマホで簡単に予約することが可能

利用方法

1. 利用申請

お住まいの市町村のHPをご確認のうえご申請ください。利用認定後、総合支援システムにて子どもの情報をご登録ください。

2. 事業所探し

総合支援システムにて条件に合う事業所をご検索ください。

3. 事前面談

利用を希望する事業所と事前面談を行い、子どもの特徴などの把握を行います。

4. 利用

登録情報及び事前面談で把握した特徴をもとに、安心・安全に利用することが可能になります。

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就 労 要 件	あり	保育所、認定こども園等						小学校
	なし	こども誰でも通園制度 【月10時間通園できる】			幼稚園			

お客様紹介

株式会社 カスタマーグループ

●外国人採用ならカスタマーグループ●

カスタマーグループ様では、介護・飲食・建設・製造業向けに特定技能外国人の紹介を行ってられます。ネパールに自社運営の日本語学校を設け、日本語能力だけでなくビジネスマナーや業界別スキルまで一貫して教育を実施し、来日後すぐに現場で活躍できる即戦力人材の提供を可能にされています。さらに、採用後の支援体制も充実しており、月1回の定期面談や生活サポート、日本語学習支援などを通じて、外国人材の定着を促進しています。企業に対しては、日本人と外国人の2名体制で伴走支援を行い、文化や言語の違いによる課題にもきめ細かく対応し、採用から定着までをワンストップで支援することで、企業の負担軽減と安定した雇用環境の構築に貢献されています。

私たちについて

“外国人”ではなく、 “大切な仲間”として迎えてほしい。

私たちが紹介するのは、ただの“労働力”ではありません。共に働き、共に成長し、会社の未来を支える“仲間”です。だからこそ、私たちは時に「耳の痛いこと」を言うかもしれません。「文化の違いだから仕方ない」で済ませるのではなく、企業と外国人材が本当に“チーム”として力を発揮できるよう、時には軌道修正やコミュニケーション改善を積極的にサポートします。



採用して終わりではなく、 採用してからが本当のスタート。

文化や言葉の壁を超え、「外国人」ではなく「大切な仲間」として迎えられよう、私たちは企業と人材の間に立ち、しっかり伴走します。

大切なのは、“違い”を受け入れるのではなく、“違い”を力に変えること。そのためのサポートは、私たちにお任せください。

「不安」から「安心」へ。

外国人採用に対する疑問や不安を解消し、企業と人材がともに成長できる環境を整えます。

長く安心して働ける関係を築くために、私たちが採用のその先まで寄り添います。企業と外国人材がかけがえのないチームとして力を発揮できる未来を、一緒に作りませんか？



〒542-0086
大阪府大阪市中央区西心斎橋 1-15-7
心斎橋アサノビル 4・5F
TEL 06-6253-8617
FAX 06-4805-7250



<HP>



菊水浩のゴルフ道 ②7

2025年7月から年末までの
ラウンドまとめ



代表社員 菊水 浩

皆様こんにちは。菊水です。4月にはグローバルクラブ主催のグローバルゴルフコンペを開催させていただきました。ご参加の皆様ありがとうございました。私は昨年の同コンペ「北六甲の悪夢」で176を叩き出していたことから心配でしたが、3月に事前にラウンドする機会に恵まれたことから、「私の中では」良い出来で回ることができました。この辺りはまたご紹介いたします。

さて、今回は2025年に回ったご紹介していないラウンドをまとめて3つご紹介します。交野カントリー倶楽部、島ヶ原カントリークラブ、アークよかわゴルフ倶楽部です。

2025年6月

交野カントリー倶楽部

トータルスコア 145

IN	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
パー	4	4	4	3	5	3	4	4	5	36
スコア	+1	+5	+1	+4	+4	+4	+3	+4	+6	68
OUT	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
パー	4	5	3	4	3	4	5	4	4	36
スコア	+3	+10	+3	+5	+4	+4	+4	+5	+3	77

冒頭10番

ホール、12番ホールでボギーが出

て期待が持てそうだったもののそこまで。前半18番ホールでは2打目3打目が連続でチョコ(当たり損ねで前にコロコロ転がること)。後半2番ホールはバンカー地獄で出られず。バンカーは先日練習しに行ったので



ですが、今もって練習でも散々でした。どうしたものでしょうか。

2025年11月

島ヶ原カントリークラブ 西コース

トータルスコア 141

IN	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
パー	5	4	3	4	5	4	4	3	4	36
スコア	+6	+2	+5	+2	+5	+4	+5	+1	+2	68
OUT	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
パー	5	3	4	4	5	3	4	4	4	36
スコア	+9	+2	+3	+5	+5	+1	+2	+6	+4	73

わんちゃんが迎えてくれるコースとのことで、確かにいました。このスコア見ていた

だと、意外にボギー(+1)やダブルボギー(+2)が



あったんです。なんとかまとめているホールがある割に他で+5、+6と大きく崩れて140台での終了となりました。

2025年11月

アークよかわゴルフ倶楽部

トータルスコア 134

OUT	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
パー	5	4	3	4	5	4	4	3	4	36
スコア	+5	+1	+3	+2	+3	+5	+2	+5	+2	64
IN	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
パー	5	3	4	4	5	3	4	4	4	36
スコア	+5	+4	+7	+4	+2	+2	+3	+4	+3	70

このラウンド、実は上記の島ヶ原カントリークラブの翌日に開催されたものなんです。2日連続でラウンドすることなんて初めてですので、かなり緊張しましたが、蓋を開けてみれば2025年春以降では一番良いスコアとなりました。今回ご紹介した3ラウンドは、回を追うごとに少しずつスコアアップしています。これまでもよく「あとは場数だよ」と励ましていただいていたが、やはり続けて経験することが大事な

かもしれません。しかし、今回ご紹介分はどれもロングコース(パー5)は厳しく、なかなかグリーンにたどりつけない状況で打数を増やしていますね。

🎵 おすすめのワイヤレスヘッドホン 🎵



入部 沙也加

今回は、おすすめのワイヤレスヘッドホンをご紹介します。
ドイツ発祥の老舗で、80年以上愛されているオーディオブランド
「ゼンハイザー(Sennheiser)」より発売された「アクセントム (ACCENTUM)」シリーズです。

【5つのおすすめポイント】

1. 操作性…右耳横のタッチパッドで、音楽操作やノイズキャンセリング切替えが快適
2. 音 質…重低音や細かい音が濁らないため、臨場感があり楽器の音が明瞭に聴こえる
3. 遮音性…周囲の騒音レベルに応じ、自動的に遮音強度を調整する機能(ANC)を搭載
4. 価 格…高級といわれるヘッドホンの中では比較的リーズナブル、コスパが良い
5. 着用感…ボディが軽く小ぶりなので、長時間の着用でも身体への負担が少ない

私はロックやメタル、クラシックをよく聴くため、重低音や細部の音まで精緻に再現できるこちらの商品に感動しました。また、遮音性が高いため、勉強や仕事など集中したいときにも大活躍しています。ご興味がある方はぜひお試しください。



わかりやすい相続税

相続発生後に期限までに行うべき手続き⑤-1



宮永 修羽

【相続財産の把握】

相続手続きで重要なのは、被相続人(亡くなった方)が所有していた相続財産を正確に把握することです。相続財産には、土地や建物、預貯金、株式といった資産だけでなく、借金や未払いの税金なども含まれます。もし見落としがあると、思いもよらない債務を承継したり、大きなトラブルにつながったりすることがあります。財産の種類ごとの調べ方、調査で注意すべきポイントまで詳しく解説します。

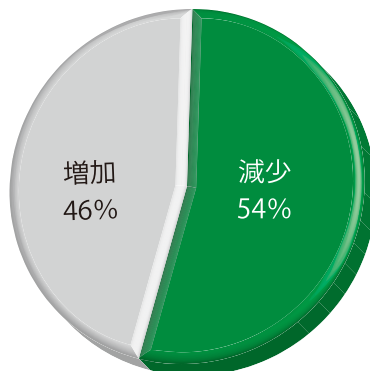
〈相続不動産の調べ方〉

相続不動産を把握する際は、まず毎年4～6月頃に自治体より送付される「固定資産税の納税通知書」を確認するのが一般的です。この通知書を見ることで、被相続人がどの市区町村に不動産を所有しているかを把握できます。ただし、通知書に同封されている「課税明細書」には、自宅前の公衆用道路などの非課税の不動産の記載はありません。このような抜け漏れを防ぐには「名寄帳」の取得が有効的です。名寄帳には課税・非課税・共有を問わず、その行政区内にある被相続人名義の全不動産が一覧で記載されています。市役所に取得の際は「共有名義も検索してください」と伝え、正確に調べてもらえます。

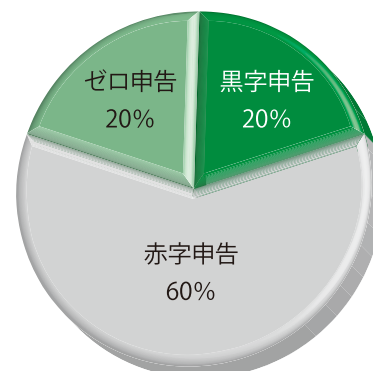
自宅やアパートなど生活圏内の不動産を調べる場合は上記の方法で十分ですが、稀に遠方の非課税不動産(地方の畑や山など)を所有している場合があります。その場合、固定資産税納税通知書が届かないこともあるため、権利証や見慣れない行政区からの郵便物を手掛かりに名寄帳を取得するのが有効的です。あわせて、法務局で「登記事項証明書」を取得し、正確な所有権を確認しましょう。

ズームアップ ▼3月の業務より

前年度比売上(全体)



法人申告額(全体)



業 種	前年度比売上		法 人 申 告		
	売上増加	売上減少	黒字申告	赤字申告	ゼロ申告
製 造 業	0%	8%	0%	7%	0%
医 療 保 健 業	0%	0%	0%	0%	0%
運 送 業	8%	0%	7%	0%	0%
建設・不動産業	15%	15%	7%	20%	7%
卸・小売業	8%	15%	7%	7%	7%
金融保険業	8%	0%	0%	7%	0%
その他サービス	8%	15%	0%	20%	7%
合 計	46%	54%	20%	60%	20%

3月申告法人

弊社の3月申告法人の前期対比売上高は、売上高増加の法人46%、売上高減少の法人54%、申告状況は、黒字申告法人20%、ゼロ申告法人20%、赤字申告法人60%となりました。前年同月の申告状況は売上高増加の法人50%、売上高減少の法人50%、申告状況は、黒字申告法人14%、ゼロ申告法人33%、赤字申告法人53%となりました。売上高の増減割合は前年と同様であり、やや黒字申告法人の増加及びゼロ申告法人の減少が見て取れる結果となりました。

今日の日本経済は長きにわたるデフレからインフレへと転換しつつあり、深刻な人手不足に伴う賃上げ要請や高止まりする物価な

ど、企業経営を取り巻く環境は激変しています。前年から継続して黒字を確保している企業は、こうした変化をいち早く捉え、人材確保や業務効率化への投資を積極的に行うことで経営基盤を強化しています。対照的に、原材料費やエネルギー価格、さらには上昇する人件費を販売価格へ十分に転嫁できていない企業では、売上はあっても利益が残りにくい状況が続いています。コスト上昇を前提とした適切な価格改定と自社の付加価値向上を実行できるかどうか、企業の成長を分ける決定的な要因となり、取り組める企業とそうでない企業との間でさらなる業績の差が広がるのではないかと感じています。

(高田)

グローバルクイズ

今月号はなぞなぞです。

Q 「ステーキ、サッカー、シーソー、チーズ」
上の4つの言葉と同じ仲間に入るのは次のどの言葉？
「ビール、ジュース、スープ」

正解された方に抽選でギフトカードをお送り致します!答えとアンケート(必須です!)をE-mail、FAX、お葉書にてご応募下さい。答えとともに名前とご住所もご記入下さい。正解は来月のグローバルニュース紙上で発表します。締切は5/20(水)です。皆様のご応募お待ちしております。

前回の答え ニューゼaland

抽選の結果、ショーレジン株式会社 金山 恵子 様にギフトカード1千円分をお送りいたします。皆様のご応募お待ちしております!!アンケートを書いて頂くと当選確率がアップします!!
 〒530-0043 大阪市北区天満2-7-22税理士法人第一会計 グローバルクイズ係 宛
 E-Mail globalnews@1st-co.jp FAX 06(6356)3801



QRコードからも
ご応募出来る
ようになりました。

グローバルニュースの表紙写真を募集します

グローバルニュース7月号の表紙に使用させていただける写真を募集します。7月の風物詩を感じられる写真のご応募をお待ちしています。表紙に採用させていただいた方には、ギフトカードを進呈いたします。

●募集要項 下記内容を記載していただき、ご応募お願いいたします。

・お名前・写真のデジタルデータ・写真の場所・コメントなど

締切は5月31日(日)です。奮ってご応募お願いいたします。

税理士法人第一会計 表紙写真係 宛 E-Mail globalnews@1st-co.jp

※お写真をたくさんお送りいただいた場合には、こちらで厳選させていただきます。

グローバルクラブ ゴルフコンペ第105回結果

4月2日(木)にチェリーヒルズゴルフクラブにて開催いたしました。前日の雨も上がり、少し肌寒くはありましたが、コース上の桜が満開で春を感じるひと時でした。その中で素晴らしいパープレーで優勝されましたのは塩山大輔様です。

次回は来年の春を予定しておりますので、ご参加よろしくをお願いいたします。



優勝

国津精機株式会社 塩山大輔様
 G72 N70.8

第二位

医療法人社団佐々木医院 佐々木仁様
 G80 N72.8

第三位

株式会社ホーユウ 杉橋義治様
 G101 N74.6

事務ごよみ



● 令和8年3月末決算法人の確定申告・納付
 6月1日まで。

● 令和8年9月末決算法人の中間申告・納付
 6月1日まで。

● 4月分の社会保険料、
 子ども・子育て拠出金の納付
 6月1日まで。

● 4月分の源泉所得税・住民税特別徴収の納付
 5月11日まで。

● 自動車税・軽自動車税の納付
 5月中で、各市町村の指定日まで。

● 令和8年度分個人住民税の特別徴収の準備
 5月中に各市町村から従業員各人別の特別徴収税額の通知書が送付されます。各人別に税額を通知するとともに、6月からの給与計算に備えましょう。

● 衣替えの準備
 夏用の作業服等を社員に支給する場合は数量やサイズのチェックを早めに済ませておきましょう。
 (西村)

税理士登録の御挨拶



森田 陽大

この度、税理士登録をいたしました。今後はより一層質の高いサービスを提供できるよう、自己研鑽に努めてまいります。引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

退職の挨拶



朝倉 瑠璃

この度、一身上の都合により、4月15日をもって退職することとなりました。これまで皆様から温かいご指導をいただいたこと、深く感謝しております。お世話になりました。ご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

編集後記

先月は桜の見頃の時期に休日の嵐で散ってしまい、見逃した方も多かったのではないのでしょうか。イラン戦争で様々な影響が出ており厳しい状況ですが、春から初夏へ移り変わる新緑の美しい時期ですので、屋外に出てリフレッシュしましょう。
 (松本)

発行 編集 グローバルクラブ
 税理士法人 第一会計
 株式会社 ファーストアシスト
 ファースト・アシスト行政書士事務所
 第一オフィスサポート

表紙写真 ネモフィラ 花博記念公園(松原)

〒530-0043 大阪市北区天満2-7-22コム関西
 TEL:06-6356-3800 FAX:06-6356-3801
 http://www.1st-co.jp E-mail:info@1st-co.jp